

調書(決定)

事件の表示 平成 21 年(行ヒ)第 301 号

決定日 平成 22 年 10 月 19 日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 20 年(行コ)第 435 号(平成 21 年 5 月 21 日判決)

裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば, 本件は, 民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 22 年 10 月 19 日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

申立人           ネスレ日本株式会社

相手方           国

同補助参加人   ネスル日本労働組合霞ヶ浦支部